

本日

令和7年11月14日

報道機関 各位

青森県健康医療福祉部

青森県立精神保健福祉センターの今後の運営等に係る記者レクの実施について

青森県立精神保健福祉センター所長が部下の職員に対しパワー・ハラスメントに該当する行為を行ったとして、本日令和7年11月14日付けで懲戒処分（停職3月）を受けました。

精神障がい者の福祉の増進を図るべき公的機関において、職員の尊厳を傷つける事案が発生し、県民の皆様の信頼を損ねる結果となりましたことをお詫びするとともに、今後の青森県立精神保健福祉センターの運営等について、下記のとおり記者レクを実施しますのでお知らせします。

記

- 1 日 時 令和7年11月14日（金）16：00～
- 2 場 所 健康医療福祉部長室
- 3 取材に当たってのお願い
 - （1）青森県立精神保健福祉センターを利用される方々の保護のため、利用者の皆様やその御家族等に対し、同センターの敷地内外を問わず声をかけたり撮影したりする直接取材行為は、利用者の皆様の負担となりますので、固くお控えください。
 - （2）青森県立精神保健福祉センターの職員への直接取材についても、業務に支障を来すことから、固くお控えください。
 - （3）青森県立精神保健福祉センターの外観を撮影する場合にあっては、利用者の皆様や職員が映り込むことのないよう細心の注意をお願いいたします。

報道機関用提供資料	
担当課・担当者	健康医療福祉政策課 課長代理 野田 千雪 (内線 6206 直通 017-734-9276)
	障がい福祉課 課長代理 深澤 昌子 (内線 6332 直通 017-734-9309)
報道監	健康医療福祉部 次長 工藤 光 (内線 6201)